

# 4月から

# 年金制度が変わります!!

国民年金などの年金制度の改正が順次実施されます。  
平成17年4月からの主な変更点は次のとおりです。

1 平成17年4月から平成18年3月までの国民年金保険料は、月額13,580円です。

国民年金の保険料は、平成17年度から29年度までの毎年、280円引き上げられる予定となっています。(引き上げ額は、今後の賃金上昇率によって変化します。)

2 国民年金保険料の口座振替割引制度が拡充されます。

保険料の前納を口座振替にすると割引額が増えます。  
17年度分の保険料を一括して前納すると、現金払いでは、2,890円の割引、口座振替では、3,420円(530円増)の割引となります。(6ヵ月前納も口座振替が有利です。)

現金払いでの前納は、4月に郵送されてくる納付書を用いて、4月30日(今年は4月末日が休日のため5月2日)までに金融機関

等の窓口での支払が可能です。

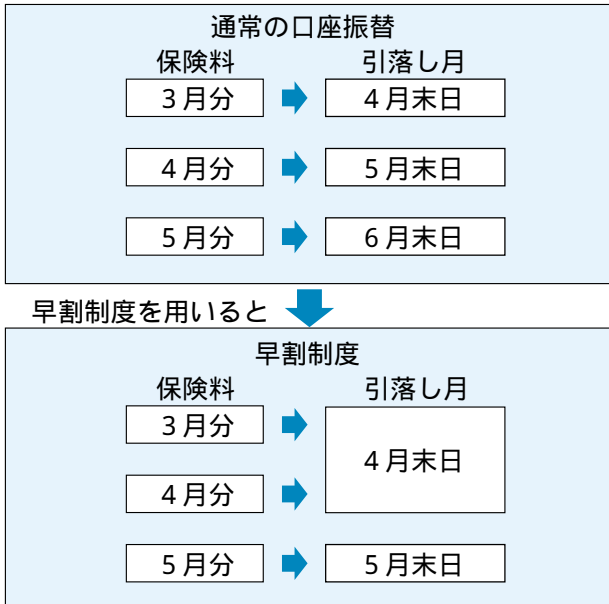
口座振替での前納の際は、平成17年3月31日までに社会保険事務所での登録が完了している必要があります。(社会保険事務所からすでに通知されています) 口座振替日は4月30日(今年4月末日が休日のため5月2日)です。なお、既に口座振替で前納されている方は、届出の必要はありません。

月々の口座振替に早割当月保険料の当月末引落し(制度ができました)。

通常の口座振替(当月保険料の翌月引落し)は定額保険料ですが、口座振替を早割にすると40円割引になります。

早割制度を申し込みすると、翌月末の初回の口座振替にて2ヵ月分の保険料(従前の保険料と40円割引された保険料)が引

早割イメージ図  
平成17年3月中に申し込みした場合



4月分以降の保険料から40円割引になります。口座振替日は、月末が金融機関の非営業日の場合は翌営業日

落としとなり、その後の毎月の保険料が40円割引になります。(早割イメージ図参照)

口座振替等の申込用紙は、社会保険事務所に請求していただく他、社会保険庁ホームページからプリントアウトすることもできます。

社会保険庁ホームページ  
(<http://www.sia.go.jp/>)

なお、保険料の半額免除の承認を受けている方の口座振替は、通常の口座振替での申し込みとなります。

3 若年者納付猶予制度が導入されます。(国民年金)

20歳代の方は、本人(配偶者を含む)の所得が一定額以下の場合、申請により月々の保険料納付が猶予されます。(これまでは、所得が一定額以上の世帯主(親など)と同居している場合には、保険料免除の対象とはなりませんでした。)

仮に、障害や死亡といった不慮の事態が生じたときに、その月の前々月以前の1年間に保険料の滞納があると障害基礎年金・遺族基礎年金が受け取れない場合がありますが、この若年者納付猶予制度の承認を受けている期間は、滞納の扱いとはなりませんので、万一の時には安心です。

また、猶予されていた保険料

は、その後10年間のうちに納付することが出来ます。(2年以上経過後は、保険料に一定の加算がかかります。)

若年者納付猶予制度の対象となる年収の目安

	平成17年度の基準
4人世帯(夫婦・子2人)	258万円
2人世帯(夫婦のみ)	157万円
単身世帯	122万円

本人だけでなく、配偶者も基準に該当していることが必要です。  
4人世帯、2人世帯は夫が妻のいずれかに所得(収入)がある世帯の場合です。

